

中小事業者等の 固定資産税減税

注目トピックス

01 | 中小事業者等の固定資産税減税

中小事業者等に対する固定資産税を減税する特例が7月1日から始まっていますが、この特例の適用を受ける際に注意すべき点について解説します。

特集

02 | 社会保険被保険者資格取得基準の明確化 及び適用範囲拡大について

平成28年10月1日より改正施行される厚生年金保険・健康保険の適用拡大と併せて、被保険者資格取得基準の明確化もなされるようになります。

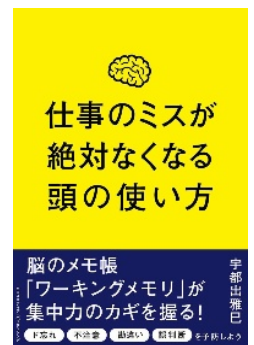
03 | 売上総利益率の変化には要注意

売上総利益率が大きく変動している場合には注意が必要です。売上総利益率の大きな変動は税務調査でも非常に重要な論点となるので、ここで解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 仕事のミスが絶対なくなる頭の使い方 (クロスメディア・パブリッシング)

これまでさまざまなビジネス書で紹介されてきた王道テクニックや、上司や先輩から耳にタコができるほど指摘されてきたアドバイス。それらがいかに脳のメカニズム上、有意義なことであるかを説明し、「理解」だけではなく「実践」してもらおうことを目的とした一冊です。



中小事業者等の 固定資産税減税

中小事業者等に対する固定資産税を減税する特例が7月1日から始まっていますが、この特例の適用を受ける際に注意すべき点について解説します。

はじめに

中小事業者等が一定の機械装置を取得した場合に固定資産税の課税標準額を3年間限定で軽減する特例が7月1日から始まっています。ここでは、この特例の適用にあたって注意すべき点について解説します。

中小事業者とは

中小企業等経営強化法により創設された固定資産税減税は、経営力向上計画の認定を受けた「中小事業者等」が、平成28年7月1日から平成31年3月31日までの期間内に、同計画に基づいて取得した一定の機械装置に課す固定資産税の課税標準額を最初の3年間に限り2分の1とするものです。

平成28年7月1日以後、平成28年中に取得したものは、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29年度、平成30年度、平成31年度の3年間の固定資産税が軽減されます。そして、この固定資産税減税の対象となる「中小事業者等」とは以下を指します。

- ・ 租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者→常時使用する従業員が1,000人以下の個人
- ・ 租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者→資本金が1億円以下かつ常時使用する従業員が1,000人以下の法人（大規模法人の子会社等を除く）

取得時と賦課期日で判定

ところで、「中小事業者等」を対象とした措置では、その判定時期が重要となります。

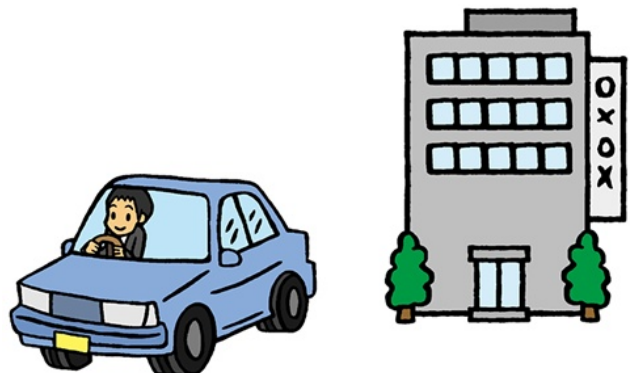
この点、固定資産税減税についても、「中小事業者等」の判定時期が気になるところです。同減税では、対象となる機

械装置の「取得」時だけでなく、固定資産税の「賦課期日」である翌年1月1日時点でも「中小事業者等」に該当している必要があるので注意が必要です。

したがって、経営力向上計画の認定を受けた「中小事業者等」が同計画に基づき平成28年10月に機械装置を取得



中小事業者等の固定資産税減税についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。



社会保険被保険者資格取得基準の 明確化及び適用範囲拡大について

平成 28 年 10 月 1 日より改正施行される厚生年金保険・健康保険の適用拡大と併せて、被保険者資格取得基準の明確化もなされるようになります。

はじめに

平成 28 年 10 月 1 日より改正施行される厚生年金保険・健康保険の適用拡大と併せて、被保険者資格取得基準の明確化もなされるようになります。

諸々の社会保険関係の手続きにおいて間違いのないよう、整理して紹介します。

厚生年金保険等の 被保険者資格取得基準の明確化

これまで社会保険の資格取得をするかしないかについてはその基準があいまいでしたが、10月1日以降、以下の通り改定となります。

従来の取り扱い (旧)

1 日または 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね 4 分の 3 以上 (この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。)



平成 28 年 10 月 1 日以降の取り扱い (新)

1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が常時雇用者の 4 分の 3 以上

これは、501 人以上の企業における社会保険適用拡大に合わせて、社会保険資格取得基準を法律上明確にしたということです。

新しいルールに基づく 4 分の 3 基準を満たさない場合でも、次の「5 要件」を満たす場合には社会保険被保険者となります。

- ① 1 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が継続して 1 年以上見込まれること
- ③ 月額賃金が 8.8 万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時 501 人以上の被保険者を使用する企業 (特定適用事業所) に勤めていること

特定適用事業所とは

同一事業主 (法人番号同一) の適用事業所の被保険者数の合計が、1 年間に 6 か月以上、501 人以上になることが見込まれる事業所をいいます。

施行日時点で要件を満たす事業所には 10 月初旬に「特例適用事業所該当通知」が送付されます。

制度改定前後の取得手続きの判断方法

- ① 制度改定前に被保険者である短時間勤務者については、10 月 1 日以降前述の「5 要件」を満たさなくても引き続き被保険者となります。
- ② 制度改定前から引き続き雇用されている有期契約者については、平成 28 年 10 月 1 日から起算して 1 年以上雇用期間が見込まれるか否かを判断します。
(例:ある有期契約者が同年 11 月 1 日に契約更新し、1 年間の雇用契約となった場合、資格取得日は 11 月 1 日となる。)
- ③ 基準となる 8.8 万円には「時給、日給などを月給換算した基本給」に、各種手当を合算した金額を用います。ただし臨時手当や精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、残業手当は含みません。(資格取得時や算定基礎届提出時には「臨時手当を除く」これらの手当も含めます)

短時間社員の社会保険加入についてのご相談は当事務所までお寄せください。

売上総利益率の変化には要注意

売上総利益率が大きく変動している場合には注意が必要です。売上総利益率の大きな変動は税務調査でも非常に重要な論点となります。

はじめに

売上総利益率が大きく変動している場合、特に売上総利益率が大きく「下落」している場合には注意が必要です。期末時点における商品や製品、仕掛品の計上がもれている可能性があるからです。

売上総利益率とは

前号でも解説しましたが、売上高から売上原価を引いたものが売上総利益です。

卸売業や小売業では「粗利益」あるいは「粗利」と一般的に呼ばれるものです。売上総利益率とは、売上総利益を売上高で割ったものです。

売上総利益率

売上総利益率 = 売上総利益 (粗利) ÷ 売上高

例年と同じビジネスモデルで事業を行っている場合、この売上総利益率は毎年ほぼ一定となります。

原材料費や人件費の高騰を販売価格に転嫁できなかった場合や販売価格が大きく下落した場合などに売上総利益率は下落します。

売上総利益率が例年と比較して、大きく変動している場合、上記のようにその下落について明確な理由があればそれはそれで問題はありません (もちろん売上総利益率の低下はビジネス上よくないので改善するべきではありますが)。

しかし、特に明確な理由なく売上総利益率が大きく下落しているような場合は要注意です。

期末在庫の計上もれに注意

特に明確な理由なく売上総利益率が大きく下落している場合、期末在庫の計上がもれている可能性が高くなります。

期末に在庫として残っている商品や製品、仕掛品などは期末において資産に計上することが求められます。

期末時点で売られていないものは当然売上原価に計上できないということです。

期末に在庫として残っているものがあるにもかかわらず、資産計上されておらず、売上原価として処理されていると税務調査で指摘されてしまうこととなります。

売上総利益率は決算書を見れば簡単に計算することが可能です。税務調査が行われる場合、直近数年間の売上総利益率は必ず調査官に調べられています。

もし、売上総利益率が大きく下落しているような場合、調査官はその点についてピンポイントに突いてくる可能性が高いでしょう。

売上総利益率が大きく変動している場合には、その理由を明確に説明できるよう準備をしておく必要があります。

売上総利益率の大きな変動についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

仕事のミスが絶対なくなる頭の使い方

宇都出 雅巳 著

単行本：238 ページ

出版：クロスメディア・パブリッシング

価格：1,380 円 (税抜)

はじめに

本書は、これまでさまざまなビジネス書で紹介されてきた王道テクニックや、上司や先輩から耳にタコができるほど指摘されてきたアドバイス。それらがいかに脳のメカニズム上、有意義なことであるかを説明し、「理解」だけではなく「実践」してもらうことを目的としています。

メモリーミスが起きる原因

「記憶」が原因で発生するミスを「メモリーミス」と呼びます。なぜ人がメモリーミスをしてしまうのでしょうか。これは人が持つ「記憶に対する期待と現実のギャップ」によって生まれます。なぜならエビングハウスという心理学者による実験では「意味をなさないアルファベットの組み合わせ」を被験者に記憶させて1日経つと74%忘れているという結果が出ています。このように人間は忘れやすく、また記憶領域もそれほど大きくないということを理解しなければなりません。

メモをとるよう先輩に教わるワケ

社会人になると先輩からメモを取るように叩き込まれます。これは「人の記憶力は頼りないのだから、無駄な抵抗はさっさとやめなさい」という先輩の教訓だと筆者は説明しています。記憶補助ツールである「メモ」は最も原始的で分かりやすいものです。記憶を手繰り寄せるフックとして機能すれば殴り書きでも問題なく、細かいルールはむしろ設定しないほうが効果的です。そのため完璧に文言を書き取る必要もありません。さらにいえば紙である必要もありません。パソコンやスマートフォンなど使いやすいツールを使ってメモリーミスを防ぐようにしましょう。

頻発するアテンションミス

アテンションミスとは「うっかりミス」や「見落とし」のことです。ビジネスにおいてミスの規模は小さくても、その代償は大きな損害や事故につながることも少なくあり

ません。認知科学では「人は世界をそのまま見ているようで見ていない」ということが明らかになっており、これはつまり脳によって物事が解釈されていることを意味しています。

そして「覚えた」という状況は「気になる」「集中できない」「不安」「心配」という感情によって妨げられる可能性が高まりミスにつながりやすくなると筆者は説明しています。

記憶できない状況が簡単に発生するからこそ「見直し」や「ダブルチェック」、「チェックリスト」が有効なのです。

後悔を生むジャッジメントミス

最後はジャッジメントミス、つまり判断ミスです。人間が思考を巡らせるとき、脳の中では「速い思考」と「遅い思考」の2つが使われています。「1+1=?」という問題を見ると反射的に「2」と思い浮かぶのが速い思考で、論理的にじっくりと考えるのが遅い思考です。

ジャッジメントミスは速い思考が誤っている場合や遅い思考が感情によって正常に働かない場合に発生します。その対策はいくつかありますが、仕事におけるミスを減らすためには「経験」や「知識」を増やすことが大切です。

そして、新人にミスの減少を求める場合は先輩や上司の経験を活かすために「ホウレンソウ」を活用すべきだと筆者は説明しています。

本書はさまざまなミスのパターンと脳のメカニズムをわかりやすく解説していますので、さまざまなポジションのビジネスパーソンにとってミスを減らす参考になる一冊だといえるでしょう。

